

川障発第528号

令和2年6月9日

市内指定障害福祉サービス事業所 各位

川越市長 川合善明

(公 印 省 略)

新型コロナウイルスへの対応に伴う障害福祉サービスの取扱い
について（通知）

標記の件について、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本来行うべき支援ができない場合における障害福祉サービスに係る本市の取扱いについては、令和2年3月11日付け川障発第2997号その他の通知において通知したところですが、緊急事態宣言の解除を踏まえ、次のとおり通知いたします。

記

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、対面での支援が難しい場合、本人や家族への電話による支援についても介護給付費等の支給が可能であるとの取扱い（以下、「特例対応」という）を示しているところであるが、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が解除されたことを受けて、特例対応と通常の支援を併用するなどし、徐々に通常期の支援への移行に努めることとする。

2 対象となる通知

- ・相談支援（令和2年3月11日付け川障発第2997号）
- ・就労継続支援（令和2年3月13日付け川障発第3021号）

- ※就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援
- ・移動支援（令和2年4月9日付け川障発第73号）
- ・通所系、居住系サービス（令和2年4月17日付け川障発第174号）
- ※生活介護、共同生活援助など
- ・その他、補足通知（令和2年5月1日付け川障発第270号）

3 特例対応の適用期間

今後の情勢や国の方針によっては、特例対応が終了する可能性があるが、その際は改めて通知することとする。

特例対応が終了するまでの間における通常支援や特例対応の適用について疑義が生じた場合は、あらかじめ下記担当に相談すること。

以上

川越市福祉部障害者福祉課	TEL 049-224-5785
福祉サービス担当（障害福祉サービスの支給決定に関すること）	
障害給付担当（訓練等給付費、計画相談支援給付費の請求に関すること）	
計画担当（障害福祉サービス事業所の指定に関すること）	